

中山間地域等活性化・移住定住促進協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中山間地域等活性化・移住定住促進協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものである。

(調査審議する事項)

第2条 協議会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）別表第1で定める事項を調査審議するものとし、その具体的な内容は次に掲げる事項とする。

人口減少・高齢化が進む中での地域づくりにおける、移住定住促進の視点も踏まえた具体策の検討に関する事項

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、その調査審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、任命の日から2年間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、協議会の庶務を行う所属の長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、鳥取県輝く鳥取創造本部中山間・地域振興局中山間・地域振興課において行う。

附 則

この要綱は、平成26年6月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。